

I. 全体報告

●交通まちづくり

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会や 2025 大阪・関西万博での障害当事者の意見反映が契機となり、国土交通省（以下、国交省）は 2025 年 5 月に「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定した。また、第 4 次基本方針（2026 年から 2030 年）でも、「当該年度に着工した 2,000 ㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合」という項目が新たに加えられた。このように当事者参画の流れが出来たので、全国に広げるために、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合会、DPI 日本会議等が協力し、「TOJISHA-UD」というプラットフォームをつくり、セミナーの開催や自治体等の相談に対応する取り組みを始めた。

2025 年 6 月から劇場やスタジアム等の車いす用席は総席数の 0.5%以上設けることが義務化されたが、前の方が立ち上がっても視界が遮られないように高低差をつけて車いす席を作るサイトラインの確保については、前年度に続き議論が重ねられた。省令を改正して建築確認申請書類にサイトラインの確保を検討したか記載する欄を設けることになり、2026 年 1 月 1 日から施行された。

●カスタマーハラスメント防止指針へのはたらきかけ

2025 年 6 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、カスタマーハラスメント防止措置が盛り込まれた。障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスタマーハラスメントには該当しないことを指針に明記するようにはたらきかけ、11 月に労働政策審議会（以下、労政審）で障害者団体ヒアリングが実施され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）の遵守、障害者が合理的配慮の提供を求めることはカスハラ行為に当たらない、障害特性の理解、事業者による研修の実施等が指針に盛り込まれた。

●インクルーシブ教育の推進

文部科学省（以下、文科省）「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」に尾上副議長が委員（日本障害フォーラム政策委員会委員）として参加し、取りまとめが完成した後は「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」が各都道府県知事・教育長等へ発出された。公立小中学校のバリアフリー化は 2020 年度から 5 年間の目標を定めたが達成はできておらず、新たにバリアフリー計画策定や当事者参画に関する取り組み目標を設定し、2030 年度までに目標を達成することになった。

2023 年に東京大学大学院教育学研究科とフルインクルーシブ教育事業についての協定を締結したが、関係協力団体とともに、東京大学全学部対象者に卒業認定単位が取得できる集中講座を開催した。また、1 月には「インクルーシブ教育を推進し、実現するための日韓国際シンポジウム」を東大大学院後援で開催し、韓国からも 10 数名の教育関係者に来日いただき、韓国の制度・現場の実情を共有した。

●地域生活

障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会では、施設の機能や役割の整理にとどまらず、本人の意思決定の尊重、地域移行の推進、地域生活を支える基盤整備までを含めて議論するようはたらきかけ、取りまとめには地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像を議論していく必要性が明記された。

9 月には強度行動障害のある人の地域移行を考えるシンポジウム（親元からと入所施設からの二つの事例報告）、11 月には京都で日本知的障害者福祉協会の樋口会長とともに「地域と施設のこれから～障害者の暮らしと支援をめぐる～」と題したタウンミーティング（キリン福祉財団助成事業）、DPI 障害者政策討論集会（以下、政策論）において、「本気で進めよう！地域移行・脱施設」をテーマとする全体会を担当した。2026 年 2 月下旬には 2024 年に引き続き、重心フォーラム（通称）の第 2 回目を実施した。重症心身障害当事者にも登壇いただき、「制度に人を合わせるのではなく、その人に制度を合わせるべき」との視点を共有し、家族依存から社会的支援への転換、子ども期から成人期まで切れ目のない支援、訪問系サービスや相談支援を含めた地域の支援力強化の必要性を確認した。

脱施設をテーマに、全国自立生活センター協議会（以下、JIL）、ピープルファースト、研究者と共働して継続した勉強会を開催し、2025 年末には大阪で脱施設ロードマップ案作成合宿を行い、制度改正、報酬改定、地域基盤整備を含む中長期的な議論を開始した。

●旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議

2025 年 1 月 17 日から優生保護法被害者への保障がスタートし、潜在的な被害者も含めた掘り起こしを全国的に展開するために、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（以下、優性連）や原告団・弁護団と連携しながら積極的に活動を展開した。「基本合意（2024 年 9 月締結）」に基づく「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議（以下、定期協議）」は 2025 年 4 月に第 1 回が開催された。定期協議下につくられた 3 つの作業部会には DPI 日本会議からメンバーとして参加し実務的な議論を推進している。

●その他の取り組み

国際部会では、草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」で、ハウテン州大臣を含む行政官が 5 月に日本視察をおこなった。また、6 月、9-10 月と 11-12 月に現地訪問し、2 月の訪問では中間評価が行われ、JICA 東京での報告会も実施した。

10 月に行われた課題別研修「障害者権利条約実施のための当事者リーダー研修」では DPI 日本会議加盟団体のばあとなあでの地方研修もおこなわれ、研修員 7 名が参加し、研修評価が 1-2 月にケニアと南アフリカで実施された。

9 月に JICA 北海道がおこなった障害者就労促進コースは、DPI 日本会議が JICE（日本国際協力センター）と共同企業体となる形で実施され、8 カ国から 9 名の行政官や NGO 関係者が参加した。

成年後見制度（民法）の見直しが法制審議会で進められ、民法改正の中間試案が出されたことをうけ、DPI 日本会議は 2025 年 8 月、中間試案に対する声明を発表し、同時にパブリックコメントに対する取り組みを展開した。

金融庁主催の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」が開かれ、DPI 日本会議は銀行での困りごとの事例を収集し、意見書を提出し、改善を求めた。

雇用・労働・所得保障部会では、障害者雇用の除外率について、厚生労働省（以下、厚労省）は対象業種を 10 ポイント縮小した。また、2 月に開催した「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム 2025」では、2019 年度から通勤及び職場での介助者を確保するために実施されている重度障害者等就労支援特別事業に関する検証をおこなった。

尊厳生部会では、「臓器提供の意思の尊重」に関する運用指針見直し、ガイドライン改正の動きが進み、障害者団体ヒアリングに参画した。尊厳死法制化は存在しないものの、ガイドライン改正を背景に「いのちの選別」が制度的に強化されかねない状況に強い危機感を持ち、3 月には「救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関するガイドライン案」について、声明を発売した。

Ⅱ. 各活動報告

1. 障害者権利条約の完全実施

(1) 国内法整備等

2025 年度は、障害者基本法の改正について、日本障害フォーラム（以下、JDF）では 2 年間かけて障害者基本法改正に関する意見をとりまとめた。また、少しずつではあるが改正に向けた動きが具体化しつつある年となった。

優生保護法裁判での違憲判決を受けて、現在、政府と原告団・弁護団との合意を踏まえた検証会議と定期協議がおこなわれている。検証会議には DPI 日本会議からは藤原久美子理事が参加しており、定期協議では、例えば文科省と中央教育審議会に対して、現在進行中の学習指導要領改訂を見据えて、子どもの権利の保障、包括的性教育、国連障害者権利条約（以下、権利条約）や総括所見に基づいたインクルーシブ教育の実施を求める要望書を提出し、協議中である。

差別解消法については、関係団体とともにロビー活動やイベントの開催など、様々な形で取り組んできた結果、内閣府の「つなぐ窓口」をモデル事業から常設の相談窓口とすることができた。これは運動の大きな成果である。

次に、他の主要な課題についての活動を要約する。地域移行・脱施設の取り組みとして、重心フォーラムを含む脱施設勉強会（国内外の事例）、内部勉強会・公開勉強会をおこなった。脱施設プロジェクトでは関係団体とともに脱施設のためのロードマップを作成し、今後の運動のベースを準備した。

インクルーシブ教育の実現については、東京大学大学院教育学研究科との連携協定の取り組みの一環として、真如苑のご支援を受けて 2026 年 1 月には 300 名が参加した「インクルーシブ教育を推進し、実現するための日韓国際シンポジウム」を開催し、相互に学び合い、今後の活動につなげる機会を持つことができた。2026 年 2 月には東京大学の全学生を対象にし、実際に介助体験などをしながら社会モデルを学ぶための講義を 4 日間にわたって関連団体の境を越えてとともにおこなった。2026 年 3 月には第 10 回インクルーシブ教育推進フォーラムを開催した。学習指導要領の改訂の動きにも関係団体とともに積極的に関与し、2025 年 8 月に School Voice Project（以下、SVP）などの団体とともに、「すべての子を包摂する学校づくりのための学習指導要領改訂についての共同提言」を発表し記者会見をおこなった。AIS-net（All children in

Inclusive Schools Network) (呼称:アイスネット)すべての子どもを包摂する学校づくり推進ネットワークという緩やかなネットワークを結成し、共同代表を DPI 日本会議の平野議長が務め、内部研究会を開催し、継続して取り組んでいる。

また、成年後見制度の見直しについては、第 40 回 DPI 日本会議全国集会(以下、全国集会)権利擁護分科会で取り上げた。2025 年 8 月に法務省で実施されたパブリックコメント募集に対し意見を提出し、改正の動きを作り、それらを基に 2026 年 1 月に改正要綱案がまとめられた。

(2) 権利条約の完全実施等

2025 年 12 月、JDF 全国フォーラムに、DPI 日本会議が力となって国連障害者権利委員会(以下、権利委員会)委員長のキム・ミヨン氏を招へいし講演会を開催した。権利委員会の現状や今後の課題など、様々な情報を共有することができた。

2. 地域生活

2025 年度は、国連障害者権利委員会による総括所見(以下、総括所見)を踏まえ、障害の重さや種別を問わず、家族介護を前提としない地域生活の実現を目指して活動してきた。特に 2025 年度は、単に「施設のあり方」を問うのではなく、「地域で暮らし続けられる仕組みをどうつくるか」という視点を強めた 1 年であった。

(1) 障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会等について

この検討会では、施設の機能や役割の整理にとどまらず、本人の意思決定の尊重、地域移行の推進、地域生活を支える基盤整備まで含めて議論するようはたらきかけた。その結果、取りまとめには、地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像を議論していく必要性が明記された。特に、強度行動障害や重症心身障害のある人を地域生活の議論から排除しないよう訴え、療養介護の研究会には DPI 日本会議推薦で「訪問の家」の名里理事長が委員として参加した。現場感覚と当事者視点を持つ委員の参画を後押しできたことは、脱施設に向けた今後の議論につながる重要な一歩であった。

(2) 各種イベントの開催

2025 年度は、脱施設・地域移行を多角的に考えるためのイベントも数多く開催した。9 月には強度行動障害のある人の地域移行を考えるシンポジウム(親元からと入所施設からの二つの事例報告)、11 月には京都で日本知的障害者福祉協会の樋口会長とともに「地域と施設のこれから～障害者の暮らしと支援をめぐる～」と題したタウンミーティング(キリン福祉財団助成事業)、政策論において、「本気で進めよう!地域移行・脱施設」をテーマとする全体会を担当した。2026 年 2 月初旬には雇用労働部会と共同でフォーラムを開き、告示 523 号の問題について「重度訪問介護等で通勤、就労も使えるように」という DPI 日本会議の基本姿勢を示した。さらに 2026 年 2 月下旬には 2024 年に引き続き、重心フォーラム(通称)の第 2 回目を実施した。今回は、JIL との共催でテーマを「重い障害のある人が自分らしく生きるために 重症心身障害を有する人の地域生活支援をいかに進めるか?」としキリン福祉財団助成事業として開催した。重症心身障害当事者にも登壇いただき、「制度に人を合わせるのではなく、その人に制度を合わせるべき」との視点を共有した。そこでは、家族依存から社会的支援への転換、子ども期から成人期まで切れ目のない支援、訪問系サービスや相談支援を含めた地域の支援力強化の必要性を確認した。

(3) 脱施設をテーマにした勉強会・ロードマップづくり

脱施設をテーマに、JIL、ピープルファースト、研究者と共働して継続した勉強会を開催し、2025 年末には大阪で脱施設ロードマップ案作成合宿を行い、制度改正、報酬改定、地域基盤整備を含む中長期的な工程表のたたき台をまとめることができた。

2025 年度は、様々な事例報告を重ねながら、それらを「地域生活のあり方」という大きなテーマにつなげる土台づくりができた 1 年であった。2026 年度は、この積み上げを具体的な制度改正や報酬改定へのはたらきかけにつなげていきたいと考えている。

3. 交通まちづくり

(1) 建築プロジェクトの当事者参画の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは新国立競技場の建設で、DPI 日本会議のはたらきかけにより、多様な障害者団体を構成員としたユニバーサルデザインワークショップ(UD/WS)が開かれ、当事者の意見反映に取り組んだ。2025 大阪・関西万博でも働きかけ、地元障害者団体が構成員となりユニバーサルデザインガイドラインが策定された。この当事者参画の流れは 2026 年の愛知・名古屋アジア競技大会・アジアパラ協議大会、2027 年の国際園芸博覧会(GREEN エクスポ)にも引き継がれている。国交省でも 2025 年 5 月に「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が策定された。

さらに、2026 年から 2030 年の第 4 次基本方針(バリアフリー整備目標)では、新たに「当該年度に着工した 2,000 m²以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階(基本構想～実施設計)で当事者参画を実施した工事の割合」という項目が立てられ、2030 年度末の目標は原則 100%となった。

このように当事者参画の重要性が認知され、大きな流れが生まれつつある。全国に広めていくために、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合会、DPI 日本会議等が協力し、「TOJISHA-UD」というプラットフォームをつくり、セミナーの開催や自治体等の相談に対応する取り組みを始めた。12 月 23 日に 1 回目のセミナーを開催し、全国から約 300 人の参加があり、大盛況だった。今後は相談窓口の開設を目指すとともに、各地でセミナーを開催し、全国に広めていく。

(2) サイトラインの確保等に係る検討 WG

2025 年 6 月から劇場やスタジアム等の車いす用席は総席数の 0.5%以上設けることが義務化されたが、前の方が立ち上がっても視界が遮られないように高低差をつけて車いす席を作るサイトラインの確保については、引き続き議論が重ねられ、ようやくまとまった。省令を改正して建築確認申請書類にサイトラインの確保を検討したか記載する欄を設けることになり、2026 年 1 月 1 日から施行されている。

(3) UD タクシー乗車運動

毎年 10 月末に実施している UD のタクシー乗車運動は 2025 年度も実施し、乗車拒否は 22%(前年 31%)と減少していた。東京都での乗車拒否は前年と同じ 8%だったが、着実に減っている。残念ながら東京都以外の乗車拒否は減ってはいるものの 30%と高く(前年 44%)、地方での改善が大きな課題となっている。調査結果を元に国交省に要望し、さらなる乗車拒否をしないことの徹底を求めた。

(4) その他の取り組み

10 月には名古屋市内で第 18 期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修を対面で実施した。2026 年に愛知県・名古屋市で開催される第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会に向けては愛知県重度障害者団体連絡協議会(愛重連)や AJU 自立の家が積極的なはたらきかけをおこなった。IG アリーナやパロマ瑞穂スタジアム(瑞穂公園陸上競技場)では当事者の意見が反映され、素晴らしいバリアフリー整備がおこなわれた。新幹線の車いす席の WEB 予約と障害者割引乗車券での決済は各社取り組みを始めたが不十分なものが多く、改善をはたらきかけ徐々に整備されつつある。ローカル路線での乗務員によるスロープの乗降介助は新たに上越線、信越線、吾妻線、七尾線等でも始まっている。

国立公園のバリアフリー化について環境省と意見交換を続けており、2026 年度は八幡平のバリアフリー調査をおこない、引き続き各地の国立公園のバリアフリーチェックと、モデル事業の実施等をはたらきかけている。

(5) DPI 日本会議が参加した主な検討会

① 国交省

基本構想等作成ガイドラインの改定等に関する検討会、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)及び関連施策のあり方に関する検討会、鉄道における利用環境改善の意見交換会、サイトラインの確保等に係る検討 WG、公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会、線路と平面交差する旅客用構内通路(いわゆる「構内踏切」)の移動等円滑化に関する WG、障害者等の航空機非常脱出に関する意見交換会、移動等円滑化評価会議、建築設計標準フォローアップ会議

② その他

2027 国際園芸博覧会 GREEN×EXPO アクセシビリティに関する取組(横浜市)、自民党ユニバーサル社会推進議員連盟、感染症対策におけるアクセシビリティ配慮検討委員会(共用品推進機構)、成田空港 UD 分科会、新秩父宮ラグビー場 UD/WS、空旅 UD イニシアチブ(JAXA)

○【JICA ビデオ教材】インクルーシブな社会を目指して～障害者運動から見た日本の物理的バリアフリーと街づくり～

日本のバリアフリーはどのように進展したか、当事者のインタビューをもとに振り返るビデオ教材を独立行政法人国際協力機構(以下、JICA)が作成した。尾上副議長、佐藤事務局長をはじめ DPI 日本会議関係者が多数出演しており、障害者運動が社会を変えてきたことがとてもよくわかる教材となっている。日本語だけでなく、英語版、スペイン語版もあるので、世界中の方々に見てほしい。

4. 権利擁護

(1) カスタマーハラスメント防止指針へのはたらきかけ

2025 年 6 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主の義務となった。DPI 日本会議では 2024 年から厚労省にはたらきかけを続け、障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスタマーハラスメントには該当しないことを指針に明記するように要請した。11 月には労政審で障害者団体のヒアリングが実施され、DPI 日本会議からは差別解消法の遵守、障害者が合理的配慮の提供を求めるこ

とはカスハラ行為に当たらない、障害特性の理解、事業者による研修の実施等を要請し、すべて指針に盛り込むことができた。改正法は 2026 年 10 月 1 日から施行される。

(2) 差別解消法の運用状況のチェック

2026 年 2 月にオープンしたポケパークカントリーではホームページに「車椅子使用者は入場できません」と明記しており、差別解消法の不当な差別的取り扱いに当たると差別解消法の経済産業省（以下、経産省）の窓口に訴え、改善を求めて事業者と話し合いを継続している。

また、とあるコンサートで介助者の同行が必要な障害者に対して、介助者も 2025 年 6 月以前までにファンクラブに入会したものに限りという制限を設けており、この課題についても相談窓口を通じて改善をはたらきかけている。

(3) 精神障害者の社会的入院、強制入院や長期入院を解消し、人権回復と地域生活を確立させる

総括所見で厳しく指摘された日本における精神科医療の現状をテーマとして、政策論権利擁護分科会「強制入院と長期入院を問う」を開催した。登壇者として、こらーるたいどうの加藤真規子氏、大阪精神医療人権センターの副代表であり、大阪精神障害者連絡会代表もつとめる山本深雪氏、宇都宮病院の強制入院等の訴訟にかかわった西前啓子弁護士、たにぐちまゆ理事、コメンテーターとして柳原由以弁護士にご登壇いただいた。

精神科病院においてどのような強制入院や長期入院をめぐる深刻な事例があったのか、西前弁護士とたにぐち理事が解説し、加藤氏と山本氏が当事者運動をどうおこなったのか報告した。多くの資料を交え、説得力のある報告がなされたことで、議論が深まった。参加者からは、実際に病院との間にあった理不尽な事例などが出され、権利条約の完全実施がいつそう求められるような結果となった。

(4) 成年後見制度見直し

現在、成年後見制度（民法）の見直しが法制審議会で進められている。2024 年 9 月、DPI 日本会議は法制審民法部会において、成年後見制度についてのヒアリング団体として参加し、意見陳述をおこなった。2025 年、民法改正の中間試案が出されたことをうけ、DPI 日本会議としては 2025 年 8 月、中間試案に対する声明を発表し、同時にパブリックコメントに対する取り組みを展開した。

(5) 金融庁との意見交換会

毎年おこなわれている金融庁主催の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」が 2026 年 3 月開かれ、DPI 日本会議ではホームページで事例を募集し、事例に基づいて意見書を作成した。上肢障害のある人が、以前は ATM の行員の代理操作をしてもらっていたものが、最近急にできなくなった、電話リレーサービスでの利用を断られたといった事例が多数あり、改善を求めた。

5. 教育

(1) 法令の改善等に向けた取り組み

2025 年 4 月文科省に対して要望書を作成・手交し、金城政務官と意見交換をおこなった。要望内容は、差別解消法関係（高校入試）、学校バリアフリー、優生保護法と学習指導要領関係、教員免許の CIL 実習特例である。

学校バリアフリーについては、文科省「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」に、尾上副議長が委員（JDF 政策委員会委員）として参加し、最終報告が 8 月に出され、最終報告と同時に「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」が各都道府県知事・教育長等へ発出された。内容については、公立小中学校等施設における整備目標等を踏まえた早期のバリアフリー化に向け、2020 年度から 5 年間の目標を定めたが、達成はできておらず、新たにバリアフリー計画策定や当事者参画に関する取り組み目標を設定し、2030 年度までに目標を達成することになった。今回は委員のはたらきかけにより、目標達成のため「整備計画や方針を策定すること」「当事者参画を実施する」などを入れることができた。

学習指導要領については、8 月に SVP 等と共働して、「子どもの意見表明権と社会モデルを次期学習指導要領に明記」の要望を文科省に提出、記者会見をおこなった。SVP は後述の日韓のシンポジウムにもご協力いただいた。今後も共働できる団体とのつながりを広げていきたい。

(2) 地域での取り組みと関係団体との連携

2023 年に東京大学大学院教育学研究科と、フルインクルーシブ教育事業についての協定を結んだ。2025 年度は 2024 年度に続き、関係協力団体とともに、東京大学全学部対象者に卒業認定単位が取得できる集中講座を 2026 年 2 月に開催した。座学と地域で自立生活を送る障害者の実習という内容で、単位認定授業を行ったことは他大学への影響も含め大きな意味があり 2026 年度も継続の予定である。また 2026 年 1 月には真如苑からのご寄付もあり、「インクルーシブ教育を推進し、実現するための日韓国際シンポジウム」を開催し、韓国からも 10 数名の教育関係者に来日いただき、韓国の制度・現場の実情を共有することができた。

地域へのはたらきかけとしては、2024 年度に続き JIL 等とともに、東京都教育庁の事業である、都立高校生に対する「インクルーシブ体験」プログラムをおこなった。これは NPO 等が計画・授業を提案し、学校から要望があれば実施するもので、2025 年度は特別支援学校を含む 4 つの都立高校に対して実施した。東京大学大学院教育学研究科の取り組みとともに、生徒・学生へ、インクルーシブな社会の必要性を直接伝えられる機会として、今後も継続していきたい。

また 2026 年 3 月には「第 10 回インクルーシブ教育推進フォーラム」をオンラインで開催した。学習指導要領の取り組み現状報告と、大分の小学校教員の田鹿氏からインクルーシブ教育を進める現場の取り組み、神奈川の小学校教員の水野氏からインクルーシブ教育における評価の問題点について報告をいただいた。現状でも地域の学校でできる取り組みについて、また現場を支える教員の想いを共有することができた。

若手障害者を中心のインクルーシブ教育の在り方を学ぶ取り組みは、2025 年度は開催することができなかった。内容・対象をどうするか含め検討し、2026 年度は開催の可能性を探っていきたい。

6. 雇用・労働・所得保障

(1) 障害者雇用に関する取り組み

DPI 日本会議が廃止を強く求めている障害者雇用の除外率について、厚労省は、4 月以降、対象業種を 10 ポイント縮小した。また、2 月に開催した「障害者と障害のない人がともに働くための

フォーラム 2025」では、2019 年度から通勤及び職場での介助者を確保するために実施されている重度障害者等就労支援特別事業に関する検証をおこなった。就労時の介助者の確保については評価できるが、この制度を利用することで働く障害者の経済的負担が大きくなること、公務部門で働く障害者や重度訪問介護（以下、重訪）の利用者以外は利用できないなど、制度利用が限定的であること、国の事業ではなく市町村事業であること、実施の有無も含めて市町村格差が大きいこと、予算措置が低いこと、事務手続きの過重な負担と煩雑さなどの構造的な課題が明確になった。一方、市町村判断で介護タクシーの利用を制度化している独自の取り組み事例も報告された。

DPI 日本会議としては、重訪を日常生活だけではなく社会生活全般も対象とすることや、制度利用を制限している告示第 523 号を廃止することにより、国の事業として恒久的に実施すること、財源については支給決定にあたっての利用時間の算出からも福祉と労働予算による確保を求めている。また、地域生活支援事業ではなく国の事業とすることや公務部門で働く障害者や重訪を利用していない障害者への支援の確保等、改善すべき課題が明確になった。

また、DPI 日本会議が唯一の障害当事者団体として参画している「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟（インクルーシブ雇用議連）市民側」については、障害者雇用の促進に併せて雇用の質の確保を重点課題としている。質の確保については、定着率、キャリア形成、処遇・賃金、職域拡大、管理職登用、合理的配慮の実施状況、満足度調査などが挙げられており、引き続き取り組みを進める。問題となっている「障害者雇用ビジネス」（農園型等）については、見せかけの雇用であることやインクルーシブではないなど障害者雇用の理念と乖離した雇用であり規制に関する議論を展開している。一方、一部の団体は雇用率制度が誘因になっている可能性と雇用率の引上げに慎重な姿勢を示しているが、こうした障害者の雇用促進に逆行する意見に対しては DPI 日本会議として明確に反対してきている。

同じく障害当事者唯一の団体として参画している「ビジネスと人権市民社会プラットフォーム（BHRC）」では、「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」改定原案に関して障害者に関する条文として『「誰一人取り残さない」ための施策推進』の優先項目として障害者を明記した。また、「優先分野の概念説明」、「政府の方針表明」として障害者がビジネス活動に参加できる機会の確保、雇用・社会参加の促進、障害を理由とする差別・排除の予防、合理的配慮に関する取り組みの強化、障害者を含む多様性の尊重を明記することができた。

（2）所得保障関係の取り組み

生活保護基準引き下げ訴訟（いのちのとりで裁判）については、6 月 30 日の最高裁判決では 2013 年以降の生活保護基準の引き下げのうちデフレ調整部分を専門的知見の裏付けがなく違法と判断した。一方、国家賠償請求は、違法だが過失までは認めず却下している。この判決は「違法だが賠償はしない」という「権利と救済の齟齬」を浮き彫りにした。判決を受けた後、厚労省は、原告団が求めた「謝罪」、「遡及支給」、「話し合い」を拒否し、8 月に生活保護基準部会に当事者不在のまま最高裁判決対応専門部会を設置している。DPI 日本会議としては、加盟団体の構成員が原告団に参加していることから当事者を講師としてこの訴訟の経過と現状等について常任委員会で学習会を開催している。

障害年金については、6 月に成立した年金制度改正法に基づき障害年金の納付要件が 2036 年 3 月まで延長された。障害年金の認定基準については、医学モデルへの偏重から生活機能や社会参加の制限といった社会モデルとしての評価に関する議論もおこなわれた。なお、2025 年度は物価高騰の影響を受けて年金額は前年度比 1.9%引き上げられている。

7. 障害女性

(1) 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議

2025年1月17日からの優生保護法被害者への保障がスタートし、潜在的な被害者も含め可能な限りの被害者掘り起こしを全国的に展開するために、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡(以下、優生連)や原告団・弁護団と連携しながら、障害女性部会のメンバーも参加し、積極的に活動を展開してきた。

「基本合意(2024年9月締結)」に基づく定期協議は2025年4月に第1回が開催され、定期協議下につくられた3つの作業部会にはDPI日本会議からメンバーとして参加し実務的な議論を推進している。ここでは国(こども家庭庁など)と優生連・原告団・弁護団との間で協議が継続的におこなわれている。障害女性部会のメンバーも手分けして部会に参加している。

特に、偏見・差別根絶の議論をするための第3部会では、優生思想を社会からなくし、再発を防止するための教育や啓発活動のあり方を議論してきている。しかしながら、学校教育や医療・福祉現場での医学モデルから社会モデルへの意識改革の遅れは深刻で、特に文科省との議論においては、優生思想の放置が影響していると思われるインクルーシブ教育の遅れ、SRHR(性と生殖に関する健康と権利)や包括的性教育推進の遅れが深刻であるとの私たち側からの指摘に対して、文科省側の認識は薄い現実が露呈している。

(2) 政策論分科会

「DEI(多様性・公平性・包摂性)は障害分野でどう生かされるか」をテーマに、DEIの基本的な考え方を整理しながら、障害女性が直面する複合差別の課題との関連を考察した。この分科会は、障害女性部会と国際部会の合同で開催された。

公平性は「機会の平等」だけでなく個々の背景に応じた支援を通じて「成果の平等」をめざす視点であること、包摂性は誰もが歓迎され自己表現できる文化をつくり、意思決定の場に周縁化された人々を意図的に招き入れるプロセスであることが指摘された。

特に、アメリカのノア・ベティシュ氏から、「トランプ政権下、メディケイドなどの障害者の生活基盤となる支援制度の大幅な削減が始まろうとしており、排外主義の下で障害者やセクシャルマイノリティ、移民などの暮らしが脅かされている」というリアルな報告があり、日本に住む私たちにとっても対岸の火事ではないことを痛感させられた。

8. 国際

(1) 世界レベルの活動

トレーバーDPI世界会長の突然の辞任を受けての選挙では、僅差でバングラデシュのサタール氏が新しいDPI世界会長に選出された。団体登記は依然としておこなわれておらず、プロセスは遅れている。

アジア太平洋評議会(DPIAP)はESCAPアジア太平洋障害者の十年推進ワーキンググループの参加、DPIヨーロッパとの共催によるCOSP(締約国会議)サイドイベントで、DPIAPの復活を外部にアピールした。DPI韓国からのディーディーコンサルティングへのDPIAP業務の支援は、資金不足から2四半期分のみで打ち切りとなった。

(2) JICA 事業

草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」で、ハウテン州大臣を含む行政官が5月に日本視察を行った。また、6月、9-10月と11-12月に現地訪問し、2月の訪問では中間評価がおこなわれ、JICA 東京での報告会も実施された。「令和7年障害者白書」でこの事業が紹介された。

10月に実施した課題別研修「障害者権利条約実施のための当事者リーダー研修」では DPI 日本会議加盟団体のばあとなあでの地方研修もおこなわれ、研修員7名が参加した。研修評価が1-2月にケニアと南アフリカで実施された。

9月に JICA 北海道がおこなった障害者就労促進コースは、DPI 日本会議が JICE (日本国際協力センター) と共同企業体となる形で実施され、8カ国から9名の行政官や NGO 関係者が参加した。

全8分野の分野別ガイドラインと共通ガイドラインから成る JICA 障害主流化ガイダンスノート作成にあたり知見を提供した。

ブラジルでの草の根技術協力「たんぼぼプロジェクト:ろう者組織の強化を通じた非識字層への HIV/AIDS 教育」が「JICA プロジェクトヒストリー TAMPOPO」として出版され、11-12月に JICA 主催出版記念セミナーや大学・高校でのセミナー・シンポジウムが実施された。3月に次期プロジェクト策定のため調査研修を現地でおこなった。

ドミニカ共和国で1-2月に政策の協議ならびに当事者団体のエンパワメント研修などをおこなった。

パラグアイの差別解消のプロジェクトでは3月のパラグアイ訪問をおこなった。

(3) SDGs やその他の開発戦略

SDGs ジャパンの障害ユニットを通して、政府の VNR (自発的國家レビュー) におけたスポットライトレポートの分担、7月の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF2025)、2月の第2回ビヨンド SDGs 官民会議フォーラムや SDGs ジャパン 9周年記念イベント、ESCAP の SDGs 地域会議 (第12回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム APFSD) で発言した。

第9回アフリカ開発会議 (TICAD9) では、4月に事前イベントとして世界銀行や JICA との三者主催で政府公式パートナー事業「SDGs を障害の視点から考える」を開催し、8月の本会議には外務省招聘でトーゴのコミヴィ・アヤソウ DPI 世界副議長が来日した。横浜宣言に「障害者」の記述が入った。

9. 尊厳生

2024年度、脳死下臓器移植の対象拡大の動きを契機に、「脳死」や障害・難病をめぐる自己決定の問題を重要課題として位置づけ、全国集会分科会テーマとして取り上げた。2025年秋以降は、「臓器提供の意思の尊重」に関する運用指針見直し、ガイドライン改正の動きが進み、DPI 日本会議や加盟団体の ALS 協会、ピープルファーストへの厚労省ヒアリングがおこなわれた。

全国集会分科会では、2019年の京都 ALS 囑託殺人事件の裁判傍聴活動を続けてきた JCIL の渡邊琢氏より、安楽死報道や京都の囑託殺人事件、臓器移植と自己決定をめぐる一連の問題について報告を受けた。また、ALS 当事者を描いたドキュメンタリー映画『杳(はる)かなる』の宍戸大裕監督と出演者の佐藤ひろみ氏から、当事者の生と選択をめぐる葛藤について話を聞いた。

2025年3月に尊厳生部会長の中西正司氏が逝去し、同年7月には岡部宏生氏、12月には大濱眞氏が逝去され、相次ぐ喪失の中で活動を継続している。尊厳死法制化は存在しないものの、ガイドライン改正を背景に「いのちの選別」が制度的に強化されかねない状況に強い危機感を持ち、関連資料の学習会をおこなった。2026年2月19日の尊厳生部会会議において、岡本直樹氏が部会長に就任した。

10. 優生保護法と優生思想

2025年度も優生連の構成団体として以下の協議等に参加、加盟団体に呼び掛ける等、積極的に活動した。

最高裁が2024年7月3日に画期的な原告側勝訴の判決を出したことで謝罪した岸田元総理大臣に続き、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（以下、補償法）施行日の2025年1月17日に石破前首相、そして施行から約1年が経った2026年1月21日には高市首相との面談が実現した。全ての被害者の人権回復と、優生思想・障害者に対する差別・偏見の解消のための具体的な措置を求めたことに対し、首相はしっかりと取り組むことを約束した。「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」の第2回目も、基本合意締結と同じ2024年9月30日に開催され、その翌日の10月1日より、補償法第33条に基づく検証会議の第1回目の会議が開催され、今後3年をかけて調査・検証をおこなう事となり、委員として参画している。定期協議の下に置かれた3つの作業部会でも、平野議長始め事務局員や常任委員複数名が委員として参画し、担当省庁との協議が開始されている。

優生連では隔月1回の全体会及び毎月の共同代表+事務局会議をおこなってきたが、こども家庭庁始め、各担当省庁との協議に先立ち、弁護士と協同代表者・事務局とで合同会議もおこなってきた。

一方、全閣僚が参加して取りまとめた「障害者に対する差別・偏見のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下、行動計画）では、インクルーシブ教育や育児支援の充実にに向けた具体的な施策への言及もなく不十分なため、更なるフォローアップを求めている。

各地の支援団体においても常任委員や加盟団体が参画し、この法律を背景に推し進めた施策に関する自治体としての責任を認めて謝罪すること、補償法周知のための取り組み、個別通知、更なる被害者調査等を求めて活動した。

また、2025年6月に国連ニューヨーク本部で開催された第18会期障害者権利条約締約国会議では、JDF・国際障害者同盟（IDA）、訴訟団の共催でサイドイベントを開催、日本の取り組みを報告し国際的な注目を集めた。国内外から国にプレッシャーをかけ、問題解決に向けて取り組むようはたらきかけることができた。

11. 欠格条項の廃止

2025年度も「障害者欠格条項をなくす会」（以下、「なくす会」）との連携のもと、活動を展開した。現存する欠格条項は相対的欠格条項であり、「なくす会」の2025年調査によると、増え続けて700以上となっている。

知的障害がある警備員A氏が、成年後見制度を利用して欠格条項のために失職したことの違憲性を提起した裁判の最高裁大法廷が、2026年2月18日に開かれた。15名の裁判官全員一致で、警備業法の欠格条項を違憲とする判決が出たことは、重い意味をもつ。

2日後の2月20日にはイベント「『障害者』をとりまく法制度のバリア 欠格条項、最高裁も大法廷で審理へ」を「なくす会」、障害と人権全国弁護士ネット、聴覚障害をもつ医療従事者の会と4

団体で共催して実施した。ゲストとして篠田達也氏(弁護士、原告 A 氏の弁護団)から「成年後見利用で失職 なぜ?」として裁判の経過と判決の意義をお話いただいた。今川竜二氏(総合診療医・聴覚障害者・手話言語者)に「耳の聞こえない医師として」、たにぐちまゆ氏(大阪精神障害者連絡会事務局長)から「どうして運転できないの?」をお話いただいた。来賓やゲストのお話はいずれも非常に好評で、当日の様子はオンデマンド動画配信をしている。

12. 文化芸術

(1) 「障害者文化芸術推進全国ネットワーク」の参加と各種文化芸術活動の開催

「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」(久保厚子代表)に、2025 年度も尾上副議長が副代表として参加し他団体とともに活動を推進した。

文化庁事業「2025 大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクト」では、10 月 8~10 日、万博 EXPO ホール(シャインハット)を会場に石見神楽やインクルーシブディスコなどのパフォーマンスが実施されるとともに、ギャラリーウェストではアート展が開催された。

万博終了後も継続した取り組みとして、DPI 日本会議加盟団体である自立生活夢宙センター、ぱあとなあを中心にした実行委員会が、「バリアフリー演劇祭 2025inOSAKA」を 11 月に開催した。さらに、DPI 日本会議加盟団体である自立生活センターSTEP えどがわが、2026 年 2 月 21 日にバリアフリー演劇「星の王子さま」を江戸川区で開催した。

(2) 障害者文化芸術活動推進有識者会議への参画

2022 年 8 月から障害者文化芸術活動推進有識者会議に尾上副議長が参加し、劇場・映画館のバリアフリー化、字幕や音声ガイドなどプログラムのアクセシビリティ、合理的配慮について提起してきた。

2026 年 2 月の同有識者会議では、オリパラ・万博を起爆剤とした形で取り組んできた成果のレガシー化、アクセシビリティと合理的配慮の拡充、万博以降の推進策の必要性といった点について意見提起をおこなった。

(3) 2025 大阪・関西万博の UD 化への取り組み

2021 年度から 2025 大阪・関西万博の UD 化に取り組んできた。その成果は、大屋根リングの 24 人乗エレベーターやウォーターフロントエリアで同伴者と一緒に楽しめる車いすスペースなどに結実した。主動線には点字ブロックが敷設され、開会直前ではあったが QR コードを使った音声誘導装置も導入された。大阪パビリオンのように最初から最後まで当事者参画でワークショップが進められた事例もあったが、パビリオンによってばらつきが大きかった。また、最寄り駅の夢洲駅のエレベーターが 24 人乗り一機しかなく、連日、車いすユーザー、ベビーカーを使用する家族の長蛇の列ができた。検討段階からもう一機エレベーターが必要であると指摘したが、増設には至らなかった。

万博全体にいえることだが、当初、当事者不在で進められ、途中から当事者参画を求めてきたことから、事後的な改善に止まらざるを得ないところが見受けられた。大会の基本テーマやコンセプトといったコアな部分にインクルージョンやユニバーサルデザインが盛り込まれていなかったことが制約要因となったと言わざるを得ない。今後、同様の大きなイベントでは、基本テーマ・コンセプトにインクルージョンやユニバーサルデザインを盛り込ませることが重要である。

13. 次世代育成

障害者運動を担う次世代の育成のために、各部会では積極的に若手の参加を進め、ともに企画を準備することや、国等の検討会の傍聴を促すことに取り組んでいる。また、次世代の育成を目指した研修会「三澤学校」を 2026 年度に開催するため、実行委員会を立ち上げ、準備に取り組んでいる。

Ⅲ. 広報・啓発事業

引き続き、ホームページや SNS (Facebook および X (旧 Twitter))、Web 媒体を活用した広報・啓発および情報発信に注力した。また、メールマガジン等を通じて活動報告をおこない、障害者を取り巻く問題への認識を広めることにも力を入れた。

メールマガジンについては、毎月初めに情勢ニュースを掲載する「ここに注目!メールマガジン」や、各種イベント案内を配信し、国の動向や障害者運動に関わるトピックを横断的に把握できる媒体として、多くの方から役立つとの声をいただいた。

さらに、マスコミ向けの情報発信を強化するため、PR TIMES のサービスを活用し、プレスリリースを発信した。声明やイベント案内などの情報を提供し、多くのアクセスを集めた。

また、加盟団体や常任委員会のメーリングリスト (ML) を積極的に活用し、DPI の活動を広く発信するとともに、ネットワークの強化にも努めた。

加えて、Google 広告を活用し、DPI のホームページへの誘導や、差別解消法の解説、権利条約の総括所見に関する記事の周知、重要なイベント案内などを適宜行い、普段リーチできない層にもアピールした。

冊子『DPI 通信』には、各部会の活動報告や重点課題に関する特集、DPI 障害者差別解消ピアサポートの相談事例などを掲載した。年 2 回の紙媒体での送付に加え、ウェブ上でも公開し、好評を博した。

Ⅳ. 普及・参画事業

1. DPI 北海道ブロック会議

DPI 北海道ブロック会議の主な取り組みは、以下のとおりである。

(1) 2021 年 4 月から札幌市が導入した「重度訪問介護の非定型による支給決定等事務の手引き」は、DPI 北海道が指摘し続けた「見守り」等を 2025 年 4 月に改善できた。しかし、区役所への周知不足や他のサービスの利用に関する課題が残されている。

(2) 2025 年 8 月に札幌弁護士会と「インクルーシブ教育」プレ集会 in 札幌を開催した。また関係団体とともに、北海道教育委員会への要請行動及び意見交換をおこなった。

(3) 優生保護法北海道違憲訴訟については優生連で共同代表を継続するとともに、作業部会のメンバーとして会議への参加及び関係省庁との意見交換に出席した。また、「支える市民の会・北海道」として被害者の救済のため道庁に要望書の提出をおこなった。

(4) 2023 年 8 月に提訴された障害者雇用に関する「恵庭市遠藤牧場事件(恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件)」については、継続して傍聴行動及び報告集会に参加している。

(5) DPI 日本会議が受託した JICA 課題別研修「障害者就労促進事業」(9/22-10/10)を DPI 北海道が担当した。なお、この事業は 3 年間(2026 年は 8/31-9/18)実施する予定である。

(6) YOSAKOI ソーラン祭りの障害者が中心となって構成する動・夢・舞(どんまい)については、参加にあたって必要とする合理的配慮を確保するために当該チームと連携している。

2. 各地の取り組み

(1) 愛知での取り組み

愛知障害フォーラム(ADF)は、DPI 日本会議加盟団体である、愛知県重度障害者団体連絡協議会と社会福祉法人 AJU 自立の家が事務局を担っており、愛知県下 24 の障害者および関連団体で構成されている。

11 月 22 日に、開催した ADF フォーラム 2025 (対面、オンラインのハイブリッドで開催。会場 50 名、Zoom50 名の合計 100 名の参加があった。)では「過去の災害から得られた課題を愛知での防災・減災に活かす～有事に必要な平時からの備え～」と題して DPI 日本会議副議長の尾上浩二氏を招き、基調講演「改正障害者差別解消法で何が変わったのか」の解説。シンポジウム「南海トラフ巨大地震に備える～障害のある人が差別されないように～」をテーマに災害支援をおこなうレスキューストックヤードの浦野氏、愛知県難聴・中途失聴者協会の黒田氏、きょうされん愛知支部の大野氏から災害時に起こる差別の実情と課題を話題提供いただいた。

その他に、愛知県職員による差別助長発言に対する緊急抗議、株式会社恵のグループホーム問題への再発防止を求める当団体関係者との懇談、名古屋城木造復元に伴うバリアフリー整備についての市長との懇談などに取り組んだ。

3. 点字印刷

DPI 通信、総会資料、全国集会資料、政策論資料、各フォーラムなど、DPI 日本会議が主催するイベントや学習会に関する資料をはじめ、障害者団体が発行する機関紙、労働組合の定期刊行物、JDF などの会議資料、自治体の福祉計画や会議資料などについて、点字紙資料、点字データ、テキストデータの作成をおこない、視覚障害者等への情報保障に貢献した。

また、点字名刺作成の依頼も継続的にいただいております、様々な団体や個人からの問い合わせが増加したことで、新規顧客の獲得にもつながった。

4. 第 14 回 DPI 障害者政策討論集会

第 14 回 DPI 障害者政策討論集会は、2025 年 11 月 29 日(土)、30 日(日)に戸山サンライズにおいて、「いまこそ本気で進めよう!脱施設と強制入院の廃止～インクルーシブ社会の実現へ～」をテーマに開催した。全国から約 200 名が参加し、権利条約の総括所見を踏まえた障害者施策の課題と今後の方向性について、活発な議論をおこなった。

全体会では、「本気で進めよう!地域移行・脱施設～家族や入所施設に頼らない地域生活の実現に向けて～」をテーマに、韓国・ソウル市における脱施設政策の動向や、西宮市、民間団体による地域生活支援の実践が報告された。あわせて、国、自治体、関係団体によるパネルディスカッションを通じて、地域移行を進めるための居住支援、介助者確保、財政措置、住宅施策と福祉施策の連携の重要性が確認された。また、情報保障の観点から、電子図書館のアクセシビリティ対応に関する報告もおこなわれた。

2 日目の分科会では、権利擁護分科会において、強制入院及び長期入院の実態と課題を取り上げ、精神科医療における人権侵害の問題と制度見直しの必要性について議論した。さらに、国際・障害女性部会合同分科会では、DEI(多様性・公平性・包摂性)を障害分野でどのように生かすかをテーマに、障害女性の複合差別、SRHR、包括的性教育、企業の実践事例などが報告された。

今回の政策論では、脱施設、強制入院の廃止、障害女性の権利保障といった重要課題を相互に関連づけながら、誰もが地域で尊厳をもって暮らせるインクルーシブ社会の実現に向けた課題と方向性を共有することができた。今後も、権利条約の総括所見を踏まえ、法制度の整備と地域基盤の強化を進めていく必要がある。

V. 権利擁護に関する事業

2025 年度、DPI 障害者差別解消ピアサポートは、障害者差別および虐待に関する相談と、合理的配慮に関する相談をメインとし、一部テレワークによる電話相談・面談による対応をおこなった。事例検討会議を随時開催し、相談員の意見交換や情報共有の機会を増やし、総務や労務管理を可視化し、相談体制の安定を図った。

相談実人数 129 人、相談件数 944 件となった。障害類型では、精神障害が変わらず多く、次いで肢体障害、難治性疾患、不明・その他の順であった。その他の内訳は、(発達障害、手帳なしなど)である。相談の内訳としては、「福祉サービス法関連」が全体の 26%、自宅近隣で起きた相談が最も多い。次いで「就労・雇用」が 21%を占めた。就労の相談は男性相談者から多く、女性相談者からの相談内訳は「福祉サービス法関連」が多くなっている。また、上記の事例検討会議では、対応した相談について何の差別に該当するか 16 の分類をおこなっている。「合理的配慮の欠如」と「環境整備」、次いで「直接差別」が目立った。

VI. 組織運営に関する報告

1. 正会員（加盟団体）状況

2025年度は、新規加盟は1団体あった。これにより、全国組織8団体、地域組織81団体で合計は89団体であり、29都道府県に広がっている。

2. 定例会議の開催

2025年度は以下のとおり常任委員会および幹事会を開催した（いずれもオンライン形式）。

常任委員会 2025年8月、10月、12月、2026年2月、4月

幹事会 2025年7月、9月、11月、2026年1月、3月、4月

3. 組織運営に関する報告

コロナ禍から、2025年度総会もオンライン形式（Zoom 使用）で開催した。常任委員会や幹事会も引き続き全てオンライン形式でおこなった。その他のイベントや学習会、政策討論集会は対面形式での実施も増え、以前のように様々な地域で、沢山の方と直接お話しすることが出来るようになった。一方で、オンラインと対面を併用した形のハイブリッド形式の開催希望も多かったため、運営体制を整え実施することができた。いずれの会議やイベントについては全て情報保障の提供を徹底することができた。

4. 財務報告

DPI 日本会議は講師派遣事業、オンライン研修事業、点字印刷事業が大きな収入源である。政策論が対面で実施されたこともあり、資料代の収入が復活した。クレジットカード決算による寄付申込の利用が増加し、また、継続的な利用があったため、多くの賛助会員会費と寄付を集めることができています。加えて、DPI 日本会議加盟団体や関係団体を中心に多くの財政支援等の協力を得て、寄付収入や新規賛助会員の確保に努めた。安定的な財源の確保のため、常任委員会および事務局において財政状況を細かに共有し、事業方針の見直しや事務局体制の整備をおこなった。